

# 第4章

## 施策の展開



## 第4章 施策の展開

### 1 基本目標ごとの主な取組

#### 基本目標1 みんなが地域や社会とつながるまちづくり

##### (1) 地域住民が集う場づくり

###### ◇現状と課題

少子高齢化と核家族化が進む現在、住民同士の交流が薄れて地域のつながりが希薄になっています。困りごとを抱えた人が地域や社会とつながることができず社会的に孤立し、誰にも相談できないという状況は、支援が必要にもかかわらず問題を抱えたまま過ごさざるを得なくなるという事態を招くおそれがあります。

社会的孤立は健康や生活の質を低下させるだけでなく、防災・防犯といった地域の安全・安心にも影響を及ぼす重大な課題です。

この状況を改善するには、住民同士のつながりを再生・再構築し、結びつきを強めるため、日頃からの交流を促進する取組が不可欠です。横のつながりを深めるとともに、世代を超えた縦のつながりを育むことで、困りごとを早期に気づき適切に対応できる地域づくりが必要です。また、行政、地域住民、町内会・自治会、山形市社会福祉協議会、福祉関係団体、学校・PTA、企業、NPO法人などの多様な主体が連携し、気軽に集える居場所の整備を行うことが必要です。

###### ◇今後の方向性

行政、地域住民、町内会・自治会、山形市社会福祉協議会、福祉関係団体、学校・PTA、企業、NPO法人などが相互に協働し、年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、誰もが気軽に集い、交流できる居場所づくりを推進します。住民同士のつながりを深め、地域団体が活動を展開する拠点を整備することで、地域全体の生活基盤を強化します。さらに、さまざまな悩みや困りごとを抱える住民が、地域資源や社会福祉・行政の支援を活用できる体制を整え、可能な限り課題の解消につなぐ居場所づくりを進めます。

###### ◇施策と主な取組

###### ① 地域における活動拠点の充実

主 な 取 組	主 な 事 業
地域に相談活動の拠点を設置し、地域住民が主体的に地域の困り事を我が事として丸ごと受け止め、課題を把握し、解決につなげられる相談支援体制を構築する取組を推進します。また、その必要性についても周知啓発を行います。	・我が事・丸ごと地域づくり推進事業

主 な 取 組	主 な 事 業
高齢者を中心として、いきいき百歳体操 <sup>*</sup> 等の運動を行う住民主体の通いの場の立ち上げと運営を支援します。	・一般介護予防事業（住民主体の通いの場等）【拡充】
すべての高齢者を対象に、介護が必要な状態になることを予防するとともに、いつまでもいきいきと自分らしく地域の中で暮らせるように、専門職による介護予防教室の開催や地区団体への講師の派遣や社会参加を促進する介護予防の取組として、聴こえくつきり事業 <sup>*</sup> などを行います。また、労働局・商工会議所と連携し、介護離職防止のため、働く人への介護サービスの周知や企業の理解促進を進めます。	・一般介護予防事業（住民主体の通いの場等）【拡充】（再掲） ・地域支え合いボランティア活動支援事業
生活支援コーディネーター <sup>*</sup> が住民や地域関係者と連携しながら、地域ニーズや各種資源を的確に把握し、高齢者のための通所型サービスB <sup>*</sup> や生活支援サービスの立ち上げを支援します。	・生活支援体制整備事業
市内4か所の地域活動支援センター <sup>*</sup> において、創作的活動または生産活動の機会を提供することで、障がいのある方の社会交流の促進及び地域生活の支援を図ります。	・地域活動支援センター事業
保育所等に併設している子育て支援センター <sup>*</sup> において、日中、家庭で乳幼児を保育している方のために、親子が安心して遊べるスペースを提供し、専門スタッフが育児の助言を行い、子育て家庭に対する支援、地域住民とのつながりや関係づくりを推進します。	・地域子育て支援拠点事業
各地域の集会所やコミュニティセンターなど、地域住民の活動の場の充実を図ります。	・コミュニティ支援事業

## ② 様々な属性、世代を超えた交流の場の整備

主 な 取 組	主 な 事 業
こどもから高齢者まで、地域住民が属性や世代を問わず相互に交流を図り、福祉の地域づくり活動を行う拠点の整備を推進します。	・我が事・丸ごと地域づくり推進事業（再掲）
高齢者を中心として、介護予防教室の開催やいきいき百歳体操等の運動を行う住民主体の通いの場の立ち上げと運営を支援します。	・一般介護予防事業（住民主体の通いの場等）【拡充】（再掲）
高齢者や介護者の身近な相談（在宅生活に関する相談や権利擁護 <sup>*</sup> の相談等）の場として、地域包括支援センターの取組を推進します。	・一般介護予防事業（住民主体の通いの場等）【拡充】（再掲）
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、買い物や掃除、雪かきといった生活上の困りごとを住民同士で助け合う活動や、趣味活動や交流、運動などで集まることができる居場所などを支援します。	・一般介護予防事業（住民主体の通いの場等）【拡充】（再掲）
社会参加による介護予防を促進するため、加齢性難聴に対する対策の一環としてフォーカスした普及啓発、早期発見、早期対応、フォローアップ、データ分析の5つの要素を好循環な仕組みとし、多機関が連携協働した支援を行います（聴こえくつきり事業）。	・一般介護予防事業（住民主体の通いの場等）【拡充】（再掲）

主  な  取  組	主  な  事  業
ふれあいいきいきサロン*の活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般介護予防事業（住民主体の通いの場等）【拡充】（再掲）</li> <li>・地域活動支援センター事業（再掲）</li> </ul>
市内4か所の地域活動支援センターにおいて、創作的活動または生産活動の機会を提供することで、障がいのある方の社会交流の促進及び地域生活の支援を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動支援センター事業（再掲）</li> </ul>
保育所等に併設している子育て支援センターにおいて、日中、家庭で乳幼児を保育している方のために、親子が安心して遊べるスペースを提供し、専門スタッフが育児の助言を行い、子育て家庭に対する支援、地域住民とのつながりや関係づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点事業（再掲）</li> </ul>
地域における子育て環境の充実を図るため、子育ておしゃべりサロンの運営を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てサロン運営支援事業</li> </ul>
地域において孤立しがちな世帯の解消を図るため、子どもやその保護者、地域住民が交流できる「子どもの居場所づくり」を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの居場所づくり支援事業</li> </ul>
フードドライブ*・フードバンク*の取組を支援するとともに、子どもや保護者、高齢者などの地域住民を対象とした地域食堂を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フードドライブ・フードバンクとの連携</li> </ul>
性別を問わず安心して集える場の提供や講座などを通し、属性や世代を問わず互いを理解し合える交流機会を創出します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いきいき山形男女共同参画プラン」に基づく事業</li> </ul>
地域学校協働活動（地域と学校が連携・協働して行う活動）により、地域住民・保護者・PTA・社会教育施設・団体などが参画し、地域全体で子どもの学びと成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）*と地域学校協働活動の一体的推進</li> </ul>
「本のひろば」を設置し、高校生などの若者からお年寄りまで幅広い層の市民に対してゆっくりと座って本を楽しめるスペースを提供して読書機会の創出を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本のひろば運営事業【新規】</li> </ul>

## (2) 各分野が連携した支援体制の整備

### ◇現状と課題

地域における課題は、医療・介護・福祉・教育・再犯防止・災害対応など複数の分野が関係するものが増加し、その内容も複雑化・複合化しています。こうした課題については1つの分野のみでは対応が困難なケースもあり、分野横断的で継続的な支援体制の構築が求められています。

このような状況から、多機関による連携や情報共有の重要性は高まっていますが、異なる分野の機関や職種間での円滑なコミュニケーションや共通理解の形成が難しい場合もあります。また、市役所内の縦割り構造や、市役所以外の関係機関との調整が連携を進めるうえでの障壁となることがあります。

さらに、既存の制度やサービスでは対応が難しい、いわゆる「制度の狭間」にある支援ニーズへの対応も引き続き課題となっています。

### ◇今後の方向性

これらの課題を着実に解決していくには、支援機関同士が顔の見える関係性を構築する取組を一層推進するとともに、重層的支援会議・支援会議等を通じた情報共有と協働の深化が不可欠です。さまざまな不安や悩みを抱える方々に対する相談支援体制を整備し、誰もが課題を「我が事」として「丸ごと」捉える社会意識の醸成を図るとともに、地域社会全体での協働体制を推進します。

### ◇施策と主な取組

#### ① 就労支援等の促進

主  な  取  組	主  な  事  業
離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した人等に対し、住居確保給付金の支給を行い、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。	・住居確保給付金
稼働能力がありながら就労につながらない人に対し、事業説明会や就労体験等を実施し、居場所づくりや社会的自立に向けた助言や指導など一般就労に向けた準備支援を行います。	・就労準備支援事業
市が取扱金融機関に対し融資に必要な原資を預託し、勤労者の生活の安定を図るため支援します。	・山形市勤労者生活安定資金融資貸付金
雇用の安定を図るため、職業上必要とされる技能等の習得への支援を行います。	・キャリアアップ促進給付金【拡充】
「山形市再犯防止推進計画」に基づき、行政と保護法人やボランティア団体等が連携し、罪を犯した人の社会復帰のため、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。	・「山形市再犯防止推進計画」に基づく事業【新規】
シルバー人材センター*の活動を支援します。	・高齢者の生きがいづくり支援事業

主 な 取 組	主 な 事 業
担い手や労働力の確保などの課題がある農業分野と、障がいのある方の就労機会の拡大や所得向上などの課題がある福祉分野とが連携することで、それぞれの課題の解決を図る取組を推進します。	・農福連携【新規】
就労支援事業所において、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練を行い、一般企業への就職・定着や障がい者就労施設での就労継続の支援を行うとともに、本人の希望、適正・能力に合った就職先が選択できるよう支援します。	・自立支援給付事業（就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）【拡充】
就労支援事業所等へのICT*機器等の導入補助、当該事業所職員を対象とした研修等の実施及び当該事業所からの物品や役務等の優先的・積極的な調達を推進することで、当該事業所で働く障がいのある方の工賃向上を図ります。	・障がい者工賃向上支援事業

## ② 誰も一人にしない取組の充実

主 な 取 組	主 な 事 業
「いのち支える山形市自殺対策計画」に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。	・「いのち支える山形市自殺対策計画（第2期）」に基づく事業
生きることの支援に関わる様々な分野で、うつや自殺予防に関する正しい知識を持ち、早期発見・早期対応につなげる人材を確保するため、「こころ支えるサポーター*」を養成します。	・こころ支えるサポーターの養成
罪を犯した人が孤立しない地域づくりを推進することで、円滑に社会の一員として復帰し、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。	・「山形市再犯防止推進計画」に基づく事業【新規】（再掲）
各小学校区等で巡回活動を行い、青少年への「声かけ」を通して、非行の未然防止や早期発見、早期の指導を行うなど、青少年指導センター指導委員*による非行防止を目的とする活動を行います。	・青少年指導センター街頭指導
支援の必要性があるにもかかわらず行政とのつながりのない子育て世帯に対し、24時間傾聴型生成AIと専門職によるハイブリッド型LINE相談「おやこよりそいチャットやまがた」を活用した情報発信及び傾聴やデジタルソーシャルワークの機会を作り必要な支援を行います。	・支援対象児童等見守り強化事業【新規】
ひきこもり状態にある本人及びその家族の「尊厳」を守り、寄り添いながら丁寧な相談支援を実施します。また、一人ひとりの思いを受け止め、本人や家族のペースに合わせたオーダーメイドの伴走型支援を継続します。	・ひきこもり生活者支援事業【拡充】
孤独・孤立の悩みを抱える方に対し、24時間傾聴型生成AI*と専門職によるハイブリッド型LINE相談「つながりよりそいチャット」により、より身近で切れ目のない相談の支援を行います。	・ひきこもり生活者支援事業【拡充】（再掲）
精神科医師との相談や家族向け学習会などを通して、ひきこもり状態にある本人及びその家族を総合的に支援し、不安の軽減を目指します。	・ひきこもり対策事業

### (3) 誰にでも支援を届ける仕組みづくり

#### ◇現状と課題

核家族化や単身高齢者世帯の増加に加え、コロナ禍を契機として、対面によらないコミュニケーションの機会が増えたことなどにより、人々の価値観やライフスタイルは多様化し、地域や社会とのつながりの在り方も大きく変化しています。その結果、さまざまな困りごとを抱え、生きづらさを感じる人が増えています。

困りごとは複雑化・複合化し、ひとつの制度だけで解決できない課題が多く、制度の狭間に取り残される人も少なくありません。このような困りごとを抱える人は社会的に孤立しやすく、自ら公的支援や地域の手助けを求めることが難しくなる傾向にあります。貧困や健康問題、いじめ、そしてひきこもりや社会的孤立といった複数の課題が解消されないまま積み重なると、やがて追い詰められ、深刻な事態を招くおそれがあります。

#### ◇今後の方向性

このような社会的孤立や生きづらさは、誰もが直面し得る課題であり、個人や世帯の力だけでは解決が難しい、極めて重大な問題です。これらは行政の力だけではなく、社会全体の連携で取り組むことで孤立を未然に防止でき、誰もが安心して暮らせる社会の実現へとつながることが期待できます。

このためには、困りごとを抱える誰もが等しく支援を受けられる仕組みを整えることで、誰一人取り残さない福祉の取組を推進します。

#### ◇施策と主な取組

##### ① 継続的な支援体制の整備

主  な  取  組	主  な  事  業
複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある課題に対応するため、重層的な支援体制を強化し、課題解決に向けた支援を行います。	・福祉まるごと支援事業
生活困窮者の問題を受け止め、自立を支援する「生活サポート相談窓口」が各分野と連携し、相談支援体制を充実させます。	・自立相談支援事業
ひとり親家庭のこどもが抱える特有の課題に対し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭のこどもに対し基本的な生活習慣の習得の支援、学習支援等を行い、ひとり親家庭のこどもの生活の質の向上を図ります。	・ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業
こどもの貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯のこどもに対し、学習会開催による学習支援と、学習生活支援員*の訪問による生活支援を行います。	・子どもの学習・生活支援事業
地域学校協働活動（地域と学校が連携・協働して行う活動）により、地域住民・保護者・PTA・社会教育施設・団体などが参画し、地域全体で子どもの学びと成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を推進します。	・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的推進（再掲）

主 な 取 組	主 な 事 業
青少年やその保護者などを対象に、一人で悩みを抱えないように、電話やメールによる悩み事相談を行います。	・少年相談事業
「いきいき山形男女共同参画プラン」に基づき、DV被害の防止と支援に向け、相談窓口の周知と関係機関の連携を図ります。	・「いきいき山形男女共同参画プラン」に基づく事業（再掲）
困難な問題を抱える女性への支援に必要な相談機会の提供及び啓発を実施します。また、経済的な理由などで生理用品の購入が困難な市内在住女性に対し、生理用品の無償配付を行います。	・「山形市DV防止基本計画」に基づく事業 ・「山形市困難な問題を抱える女性への支援に係る基本計画」の策定【新規】

## ② アウトリーチ\*支援の充実

主 な 取 組	主 な 事 業
ひきこもり状態にある本人及びその家族の「尊厳」を守り、寄り添いながら丁寧な相談支援を実施します。また、一人ひとりの思いを受け止め、本人や家族のペースに合わせたオーダーメイドの伴走型支援を継続します。	・ひきこもり生活者支援事業【拡充】（再掲）
精神科医師との相談や家族向け学習会などを通して、ひきこもり状態にある本人及びその家族を総合的に支援し、不安の軽減を目指します。	・ひきこもり対策事業（再掲）
市内小中学校に教育相談員、小学校にスクールソーシャルワーカー*、市教育委員会にスクールソーシャルワーク・コーディネーター*を配置し、不登校または不登校傾向の児童生徒の支援を行います。	・不登校児童生徒対策事業
複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある課題に対応するため、重層的な支援体制を強化し、課題解決に向けた支援を行います。	・福祉まるごと支援事業（再掲）
地域における住民同士の「見守り」・「声かけ」による支え合いを推進するとともに、民生委員・児童委員、福祉協力員*や自治推進委員*等の地域関係者や企業も含めた様々な機関が連携し、包括的な見守りが行われる体制づくりを推進します。	・民生委員・児童委員活動 ・福祉の地域づくり推進事業費補助 ・生活支援体制整備事業（再掲）
支援の必要性があるにもかかわらず行政とのつながりのない子育て世帯に対し、24時間傾聴型生成AIと専門職によるハイブリッド型LINE相談「おやこよりそいチャットやまがた」を活用した情報発信及び傾聴やデジタルソーシャルワークの機会を作り必要に応じてアウトリーチによる支援を行います。	・支援対象児童等見守り強化事業【新規】（再掲）

## 基本目標 2 みんなが何でも相談できるまちづくり

### (1) あらゆる相談を受け止める支援体制の構築

#### ◇現状と課題

地域では、さまざまな年代、性別、背景を持つ人々が生活しており、その誰もが住み慣れた場所で安心して心豊かに暮らすためには、日常の悩みや困りごとを気軽に相談し、適切な支援につながる環境が欠かせません。

山形市ではこれまで、地域住民が主体的に地域の困りごとを「我が事」として受け止め、課題解決につなげる相談支援体制の整備や、複雑化・複合化する課題や制度の狭間に対応する支援として、重層的な支援体制を整備して対応してきました。

我が事・丸ごと地域づくり推進事業の取組等を通じ、地域に相談できる場があることの認識は深まった一方で、相談内容が多岐に及ぶようになってきていることから、支援関係機関同士の連携をより一層深めた、重層的な相談体制の構築が求められています。

#### ◇今後の方向性

困りごとや不安を抱える方が相談しやすい環境をつくるため、身近な場でいつでも誰でも、どのような内容でも相談できる体制を整えるとともに、相談窓口の周知を徹底し、属性や世代を問わず包括的に受け止める仕組みの構築を進めます。さらに、制度の狭間にある課題に対して、アウトリーチを含む継続的なつながりと支援を確保する体制を整え、相談に係る支援関係者全体を調整する機関の整備と、その周知を進めます。

#### ◇施策と主な取組

##### ① 断らない相談体制の整備

主 な 取 組	主 な 事 業
各相談支援機関が、相談者の相談内容を担当分野にかかわらず受け止め対応し、必要な関係機関につなぐ体制を整備します。	・福祉まるごと支援事業（再掲）
介護、障がい、こども、生活困窮といった本人や世帯の属性を問わず相談ができるよう、福祉まるごと会議や福祉まるごとワーキングを実施し、市役所内の連携体制の強化を図ります。	・福祉まるごと支援事業（再掲）
生活サポート相談により、経済的な不安や困りごとを感じている人への支援を行います。	・自立相談支援事業（再掲）
地域包括支援センターを日常生活圏域ごとに配置し、在宅生活に関する相談や権利擁護の相談等、高齢者への必要な相談支援を行います。	・地域包括支援センター運営事業
市内6か所の基幹相談支援センター*において、障がいのある方等への相談支援や相談支援事業者への指導・助言等を行うことで、地域の身近な相談窓口として様々な相談に対応するとともに地域の相談支援体制の強化を図ります。	・障がい者相談支援事業【拡充】

主 な 取 組	主 な 事 業
子育て支援コーディネーター*を配置し、子育てに係る相談や助言を行います。	・利用者支援事業（特定型）
こども家庭センター*に保健師や社会福祉士、精神保健福祉士等を配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない相談支援を行います。	・利用者支援事業（こども家庭センター型）【新規】
出産子育て相談員*を配置し、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報配信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。	・利用者支援事業（妊産婦等包括相談支援事業型）【新規】
山形市支援会議*を開催し、複雑化・複合化した課題を抱える方など支援が必要な人に関する情報共有を行い、関係部課と地域の支援関係機関が連携した支援体制の構築を図ります。	・山形市支援会議
精神障がい等を抱える相談者及びその家族に適切な助言指導を行うことにより、地域住民の精神的健康の保持増進を図ります。	・精神保健福祉相談・家庭訪問
DV被害者や困難な問題を抱える女性、性的マイノリティ当事者などが一人で悩みを抱えないよう、相談機会の提供や周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「山形市DV防止基本計画」に基づく事業（再掲）</li> <li>・「山形市困難な問題を抱える女性への支援に係る基本計画」の策定【新規】（再掲）</li> </ul>

## ② 地域における相談支援機能の充実

主 な 取 組	主 な 事 業
地域の中で身近な相談に応じる民生委員・児童委員の活動を支援するため、研修を行います。	・民生委員・児童委員研修事業
地域の福祉活動の協力者である福祉協力員の活動を支援し、住民同士で支え合う地域づくりを進めます。	・福祉の地域づくり推進事業費補助（再掲）
地域の相談活動拠点で吸い上げられた困りごとや地域生活課題を地域住民の力で解決につなげられる体制を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が事・丸ごと地域づくり推進事業（再掲）</li> <li>・地域福祉推進会議開催費補助</li> </ul>
生活支援コーディネーターを日常生活圏域ごとに配置し、地域資源の把握と発信、地域支え合いの推進等の充実を図ります。	・生活支援体制整備事業（再掲）
市内6か所の基幹相談支援センターにおいて、障がいのある方等への相談支援や相談支援事業者への指導・助言等を行うことで、地域の身近な相談窓口として様々な相談に対応するとともに地域の相談支援体制の強化を図ります。	・障がい者相談支援事業【拡充】（再掲）

③ 支援関係機関同士の連携の推進

主 な 取 組	主 な 事 業
相談者の相談内容を丸ごと受け止めて、多機関コーディネーターを中心に問題の整理を行い、適切なサービスにつなげられる体制を構築します。	・福祉まるごと支援事業（再掲）
制度の枠におさまらない困りごとの相談にのり、制度と制度をつなぐ福祉まるごと相談員*を配置し対応します。	・福祉まるごと支援事業（再掲）
在宅医療・介護連携室ポピー*を中心に、高齢者が必要な在宅医療・介護連携のための取組を推進します。	・在宅医療・介護連携推進事業
介護、障がい、こども、生活困窮の各分野における相談支援機関間において連携を図ります。	・福祉まるごと支援事業（再掲）
認知症サポーター*等が支援チームを作り、認知症の方やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる認知症地域支援推進員の活動を推進します。	・認知症にやさしい地域づくり事業
頼れる身寄りがいない高齢者等が抱える様々な課題への対応にあたって、日常生活や入院入所時、死亡後などの様々な局面において、行政・福祉事務所・医療・福祉・地域等の多分野・多機関が連携して支援するとともに、情報共有の場を設けて、役割の明確化やさらなる連携の強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター運営事業（再掲）</li> <li>・重層的支援体制整備事業</li> <li>・地域ケア会議</li> <li>・山形市支援会議（再掲）</li> </ul>
基幹相談支援センターを中心に相談支援事業所、地域包括支援センター及び保健所等の関係機関との連携を推進します。	・障がい者相談支援事業【拡充】（再掲）
DV被害者への支援について、庁内関係課や警察などの関係機関間において連携を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「山形市DV防止基本計画」に基づく事業（再掲）</li> <li>・「山形市困難な問題を抱える女性への支援に係る基本計画」の策定【新規】（再掲）</li> </ul>

## (2) 多機関の連携による支援ネットワークの構築

### ◇現状と課題

社会的背景やライフスタイルの変化により、住民が抱える地域生活課題は多様化しています。介護、障がい、子育て、孤独・孤立など複数の分野にわたる複合的な課題や、従来の制度や法の枠組みだけでは対応が困難な「制度の狭間」の問題など、個人や世帯により様々な課題が存在し、一つの機関だけでは解決できないケースも増えています。

複雑化・複合化する地域生活課題を解決へ結びつけるには、個別の相談支援機関による支援と体制の充実を図るだけでなく、行政や相談支援機関等が分野や制度の垣根を越えて、個人・世帯が抱える問題を総合的に把握し、連携して対応することが重要です。

### ◇今後の方向性

支援を必要とする個人や世帯が抱える課題を早期に発見・整理・解消する包括的な支援を実現するため、関係機関間における情報共有体制の整備を図ります。また、分野を超えた相談支援機関同士が連携したネットワークを構築できるよう支援を行います。

### ◇施策と主な取組

#### ① 情報共有の場の整備

主 な 取 組	主 な 事 業
社会福祉法に基づく支援会議（山形市支援会議）を設置し、課題を抱えているが本人から個人情報共有の同意が得られない要支援者の情報共有を行います。	・山形市支援会議（再掲）
福祉まるごと会議を開催し、困難事例の共有や仕組みづくりの検討を行います。	・福祉まるごと会議
高齢者や障がいのある方、その他の特に配慮を必要とする市民の消費生活上の安全を確保するため、福祉部門、防犯部門、消費生活部門、山形県警が消費者被害の現状、課題等について情報を共有し、取組について協議、意見交換を行います。	・山形市高齢者等消費者被害防止ネットワーク【新規】

#### ② 支援関係機関への支援

主 な 取 組	主 な 事 業
民生委員・児童委員活動と地域包括支援センターや障がい者相談支援センターなどの関係機関の連携を図り、地域での情報共有を促進します。	・民生委員・児童委員の活動支援
介護・障がい・こども・生活困窮の各分野における相談支援機関間において連携を図ります。	・福祉まるごと支援事業（再掲）
多機関コーディネーターを中心として、地域包括支援センターや相談支援事業所をはじめとした福祉機関、その他関係機関と連携し、調整を進め、複雑化・複合化した課題を持つ世帯の支援を行います。	・福祉まるごと支援事業（再掲）

## 基本目標3 みんながいきいきと暮らせるまちづくり

### (1) 市民意識の向上

#### ◇現状と課題

少子高齢化と核家族化の進行により、高齢者のみの世帯や単身世帯の割合が増えています。福祉サービスは多岐にわたるものの、住民への周知は十分でなく、地域で安心して暮らすには、必要なサービスを知ることと情報を得る手段を把握することなど、地域住民がさまざまな情報と結びつくことが不可欠です。さらに市民一人ひとりが予防的視点を持つこと（健康面や人間関係など自分自身の現状を知ること）が、地域や身近な人との関係づくりにつながるため、健康づくりや将来の備えについて、周知・啓発を行うことが重要です。

また、福祉への関心を高めるには、地域のイベントや福祉活動を通じて、年齢やライフステージを超えた住民の交流を促し、相互理解を深めることが求められます。

この実現には、住み慣れた地域で誰もが地域活動や趣味・生涯学習といった多様な活動に自由に参加でき、快適に生活できる環境づくりが必要不可欠です。

#### ◇今後の方向性

こどもから高齢者まで、障がいや認知症の有無、性別等を問わず、性的マイノリティ（性的少数者）を含む様々な住民が互いの個性を尊重し、多様性を認め合う社会を目指すため、福祉への理解を深める取組を行います。

また、誰もが住み慣れた地域でつながりあう多様な機会を持ち、生きがいを感じるができる環境を整備するため、年齢や障がいの有無、性別などにかかわらず、多様な人材が活躍できるまちづくりを進めます。

#### ◇施策と主な取組

##### ① 福祉の周知啓発・広報活動の充実

主 な 取 組	主 な 事 業
市公式ホームページや市公式フェイスブック、市LINE公式アカウント、広報やまがたなどの媒体を活用し、わかりやすい福祉情報を発信します。	・市公式ホームページ、広報やまがた、市公式フェイスブック、市LINE公式アカウントでの情報発信

主  な  取  組	主  な  事  業
将来やもしもの時の備えに役立つ情報として、やまがた人生備えの書、もしもシート、人生会議などについて市公式ホームページなどで発信します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般介護予防事業（住民主体の通いの場等）【拡充】（再掲）</li> <li>・在宅医療・介護連携推進事業（再掲）</li> <li>・「介護保険と高齢者保健福祉のしおり」の配布</li> <li>・「介護保険と高齢者保健福祉の手引き」の配布</li> </ul>
新規の障がい者手帳交付者等を対象として、身体・知的・精神の障がい種別ごとに説明会を開催することで、障がいのある方やその家族が利用できる各種制度の概要や相談等の窓口に関する周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉制度説明会の開催【新規】</li> </ul>
身体・知的・精神の障がい種別ごとに利用できる福祉制度を取りまとめた冊子を作成し、新規の障がい者手帳交付者等に対して配布・説明会を実施することで、障がいのある方やその家族が利用できる各種制度の概要や相談等の窓口に関する周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「福祉制度利用のしおり」の作成【新規】</li> </ul>

## ② 福祉教育の推進

主  な  取  組	主  な  事  業
福祉教育指定校*に指定する小学校・中学校・高等学校において福祉に関する教育を行い、ボランティア事業や福祉に関する学習を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉啓発推進事業（福祉教育校指定事業）</li> </ul>
学校教育等を通じて、こどもの頃から、お互いを理解し、尊重する心を育みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉啓発推進事業（福祉教育校指定事業）（再掲）</li> </ul>
小中学生を対象とする認知症サポーター養成講座の開催を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポーター等養成事業</li> </ul>

## ③ 住民参加の促進

主  な  取  組	主  な  事  業
誰もが健康に過ごせるよう、SUKSK生活を推進し、普及啓発に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SUKSK生活推進事業</li> </ul>
市職員が市政について説明を行う様々な出前講座を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種出前講座の実施</li> </ul>
自治推進委員、民生委員・児童委員、福祉協力員等が、地区社会福祉協議会、町内会・自治会や山形市社会福祉協議会と連携して、地区の福祉活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉推進会議開催費補助（再掲）</li> </ul>
住民が、自分たちが暮らす地区の地域福祉活動計画の策定など、主体的に取り組む地域の福祉活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉の地域づくり推進事業費補助（再掲）</li> </ul>

主 な 取 組	主 な 事 業
高齢者を中心として、介護予防教室の開催やいきいき百歳体操等の運動を行う住民主体の通いの場の立ち上げと運営を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般介護予防事業 (住民主体の通いの場等) 【拡充】(再掲)</li> <li>・生活支援体制整備事業 (再掲)</li> </ul>
シルバー人材センターや老人クラブの活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の生きがいきいき支援事業(再掲)</li> </ul>
市民が年齢、障がいの有無、経済的な状況等にかかわらず等しく文化を鑑賞し、参加し、創造することができるよう「文化による社会的包摂」の視点を持って機会の充実に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「山形市文化創造都市推進基本計画」に基づく事業 【新規】</li> </ul>

#### ④ 個性や多様性の尊重

主 な 取 組	主 な 事 業
ひきこもりへの市民の理解を深め、本人と家族が安心して暮らせる環境を整え、必要な支援を受けられる地域共生社会を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援条例の制定 【新規】</li> </ul>
「山形市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例*」に基づき、障がいのある方の自立と社会参加の支援及び差別解消などの施策を推進し、共生社会の実現を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「山形市第5次障がい者基本計画」に基づく事業</li> </ul>
障がい者アート展の開催や懸垂幕及びライトアップ等による啓発、市民及び職員向けの講座の実施やヘルプマークの取組による理解促進、障がい者相談員によるピアカウンセリングの充実並びに障がい者差別解消支援協議会における関係機関の連携強化等により、障がい者差別解消の推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者差別解消推進事業 【拡充】</li> </ul>
認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守っていく支援体制を強化するため、小中学生を含めた認知症サポーターを養成し、あわせてサポーターの活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポーター等養成事業 (再掲)</li> <li>・認知症にやさしい地域づくり事業(再掲)</li> </ul>
多様な性、多様な生き方、多様な考え方を互いに認め合い尊重できる環境づくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いきいき山形男女共同参画プラン」に基づく事業 (再掲)</li> </ul>

## (2) 福祉の人材育成と活躍の場づくり

### ◇現状と課題

地域福祉を推進していくには、福祉の地域づくりとともに人材を育てることが不可欠です。しかしながら、福祉に全く関心がない人もいれば、関心はあるものの具体的に何をすればよいのか分からず戸惑っている人も多いのが現状です。さらに少子高齢化が進む中、福祉ニーズは高まる一方で福祉の現場で働く人材は不足しています。

こうした課題を克服するためには、福祉に対する意欲を引き出し、どのような場でどういった活動をすれば地域に貢献できるか、といった具体的な情報を提供するとともに、活動の場を整えることが不可欠です。

また、インフォーマルサービス\*へのニーズは多様化しており、それらに応じた支援の提供が求められています。地区社会福祉協議会などの福祉団体、NPO法人、企業による社会貢献活動など、ボランティア活動の入り口は多様です。こうした活動の情報提供とともに、意欲を持った人が参加しやすい支援体制を構築することも重要です。

福祉サービスについては今後も需要の増加が見込まれることから、社会福祉士・介護福祉士・保育士など専門職の確保を通じ、地域の福祉を安定させることが重要です。

### ◇今後の方向性

地域の方が参加しやすい福祉を目指した、研修の機会と活動の場を整備します。さらに、地域住民の主体的な動きを促すため、各種ボランティア活動を幅広く支援するとともに、山形市社会福祉協議会や企業等と連携して、ボランティア団体やNPO法人等の活動内容を広く周知・後押しし、参加しやすい環境をつくります。

また、福祉サービスの安定的提供を確保するため、福祉事業所等と連携やDX\*の推進を通じて福祉人材の確保と定着に取り組めます。

さらに、民生委員・児童委員と福祉協力員の連携強化を図り、地域の中での見守りや、必要な支援が行われる体制を整えることで、なり手不足の解消や地域福祉の充実を推進していきます。

### ◇施策と主な取組

#### ① 福祉人材の育成・確保

主 な 取 組	主 な 事 業
研修講座の実施により、「認知症サポーター」や「こころ支えるサポーター」の養成を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポーター等養成事業（再掲）</li> <li>・こころ支えるサポーターの養成（再掲）</li> </ul>
市民の健康づくりを推進する運動普及推進員や、こどもから高齢者まで幅広い世代を対象に食育活動を行っている食生活改善推進員のボランティア活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康ボランティア事業</li> </ul>

主 な 取 組	主 な 事 業
民生委員・児童委員の担い手の確保に努めるほか、相談援助活動を行う上で必要な知識や技術を習得するための研修を行います。	・民生委員・児童委員研修事業（再掲）
身近な地域の中で見守りや声かけなどを行う福祉協力員の担い手の確保に努めます。	・福祉の地域づくり推進事業費補助（再掲）
介護等人材確保推進協議会の開催、介護の職業体験イベントの開催、ハラスメント対策研修の実施、生産性向上推進事業を通して、介護等人材の確保・定着を促進します。	・人材確保定着支援事業（介護福祉分野）【新規】 ・人材確保定着支援事業（障がい福祉分野）【新規】
山形県や介護事業所等と連携し、介護人材の確保・定着やロボット*・ICTの活用等の生産性の向上に関する取組を進めます。	・人材確保定着支援事業（介護福祉分野）【新規】（再掲）
障がい福祉サービス事業所に対し、介護テクノロジー導入経費の補助を行い、職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善等を実現し、人材の確保・定着を図ります。	・人材確保定着支援事業（障がい福祉分野）【新規】（再掲）

## ② 福祉活動の場の整備・提供

主 な 取 組	主 な 事 業
地域に相談活動の拠点を設置し、地域住民が主体的に地域の困りごとを我が事として丸ごと受け止め、課題を把握し、解決につなげられる相談支援体制を構築する取組を推進します。また、その必要性についても周知啓発を行います。	・我が事・丸ごと地域づくり推進事業（再掲）
おれんじサポートチーム*が中心となって「認知症サポーターステップアップ講座*」を開催するなど、認知症サポーターが認知症の知識と理解を更に深め、活躍の場の拡大を図ります。	・一般介護予防事業（住民主体の通いの場等）【拡充】（再掲）
生活支援コーディネーターを日常生活圏域毎に配置し、地域における支え合いの体制づくりを推進します。	・生活支援体制整備事業（再掲）
市内4か所の地域活動支援センターにおいて、創作的活動または生産活動の機会を提供することで、障がいのある方の社会交流の促進及び地域生活の支援を図ります。	・地域活動支援センター事業（再掲）
高齢者を中心として、介護予防教室の開催やいきいき百歳体操等の運動を行う住民主体の通いの場の立ち上げと運営を支援します。	・一般介護予防事業（住民主体の通いの場等）【拡充】（再掲）
専門スタッフが育児に関しての相談やアドバイスを行う場として、子育て家庭に対する支援を行う子育て支援センターを運営・支援します。	・地域子育て支援拠点事業（再掲）
地域における子育て環境の充実を図るため、子育ておしゃべりサロンの運営を支援します。	・子育てサロン運営支援事業（再掲）

## ③ ボランティア活動充実のための支援

主  な  取  組	主  な  事  業
小中高生を対象に高齢者・障がい児等に対するボランティア体験学習等を授業として行う活動を支援します。	・福祉啓発推進事業（福祉教育校指定事業）（再掲）
ボランティアセンター事業として実施する各種ボランティア講座や体験学習の開催、福祉ボランティアに関する情報収集・提供、啓発及びボランティア活動に関する相談等を支援します。	・福祉ボランティア活動育成支援事業（再掲）
各種のボランティア活動を行うNPO法人の認証を行います。	・NPO法人の認証
市民活動支援センターを中心として、ボランティアに関する市民活動を支援します。	・市民活動活性化事業
インターネットを活用した福祉の有償ボランティアマッチングサービスによる有償ボランティア活動を支援します。	・小規模法人のネットワーク化による協働推進事業【新規】

### (3) 地域活動の担い手づくり

#### ◇現状と課題

人口減少と核家族化の進行やコロナ禍が長期化した影響により、地域のつながりは希薄化し、以前は当たり前だった隣近所同士の付き合いが減少しています。町内会・自治会への加入者は高齢化が進み、若い現役世代の地域活動への参加も減少していることから、担い手不足が大きな課題となっています。

さらに、少子化や遊び方のデジタル化など、さまざまな要因が相まって、子どもたちが多様な世代と触れ合う機会が減少しています。地域共生社会の実現を目指すうえで福祉への関心を高めるには、子どもから高齢者までが参加できる地域行事や学校行事を開催するとともに、これらの情報を積極的に地域住民に発信していくことが必要です。

#### ◇今後の方向性

地域住民の一人ひとりが地域福祉へ関心を深め、実際に地域の活動へ参加できるよう、地域行事や学校行事などの学習・体験の場を確保します。

地域活動や公民館・コミュニティセンターの事業を通じ、世代を超えた交流の場を創出するとともに、情報発信を強化して福祉の心と地域を思う心を育む取組を推進します。

#### ◇施策と主な取組

##### ① 地域活動の推進

主 な 取 組	主 な 事 業
市公式ホームページや市公式フェイスブック、市LINE公式アカウント、広報やまがたなどの媒体を活用し、町内会・自治会活動等の各種地域活動の情報を積極的に発信します。	・市公式ホームページ、広報やまがた、市公式フェイスブック、市LINE公式アカウントでの情報発信(再掲)
地域の人々が参加できる公民館・コミュニティセンター活動を積極的に周知します。	・公民館・コミュニティセンター活動の周知
自治推進委員の活動を支援します。	・自治推進委員活動の推進
自治会活動の一環として一斉除排雪作業を実施した町内会・自治会に対し支援します。	・自治組織一斉除・排雪作業に対する報償金
公衆街路灯に対する補助などを行い、自治会活動を支援し、町内会・自治会への加入を促進します。	・町内会・自治会への加入促進

## ② 世代間交流の促進

主 な 取 組	主 な 事 業
こどもから高齢者まで参加できる、公民館・コミュニティセンター活動の充実を図ります。	・ 公民館・コミュニティセンター活動の充実
こども会などにおける親子行事等を推進します。	・ 親子行事等の推進
地域学校協働活動（地域と学校が連携・協働して行う活動）により、地域住民・保護者・PTA・社会教育施設・団体などが参画し、地域全体で子どもの学びと成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を推進します。	・ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的推進（再掲）
こどもから高齢者まで、地域住民が世代を問わず相互に交流を図り、福祉の地域づくり活動を行う拠点の整備を推進します。	・ 我が事・丸ごと地域づくり推進事業（再掲）

## ③ 地域活動の周知・広報活動の充実

主 な 取 組	主 な 事 業
市公式ホームページや市公式フェイスブック、市LINE公式アカウント、各団体のサイトへの相互リンク、広報やまがたなどの媒体を活用し、地域行事やイベント等の各種地域活動の情報を積極的に発信し、地域活動やボランティア等への関心を高めます。	・ 市公式ホームページ、広報やまがた、市公式フェイスブック、市LINE公式アカウントでの情報発信（再掲）

## 基本目標4 みんなが安全・安心に暮らせるまちづくり

### (1) 災害時における支え合いの仕組みづくり

#### ◇現状と課題

近年、地震や台風、局地的豪雨といった自然災害が全国各地で激甚化・頻発化しています。災害による被害を最小限に抑えるには、日ごろの備えを徹底し、地域全体で災害時の支援体制を整備することが不可欠です。

山形市では、「山形市避難行動要支援者の避難支援制度全体計画\*」に基づき、災害発生時に要支援者の避難支援を円滑に進められるよう、平常時から要支援者名簿を関係者へ提供する仕組みと、災害時にとるべき避難行動を具体的に記した個別避難計画の作成を推進しています。しかしながら、制度への理解が十分に進んでいないうえ、認知度も低いのが現状です。

#### ◇今後の方向性

災害が発生した際に地域住民が相互に助け合う仕組みが重要になります。高齢者や障がいのある方といった要支援者保護の観点からも、地域の互助・共助の心が不可欠です。地域住民の連携を強化し、災害時における孤立を防ぐための仕組みを構築することを目指します。

また、災害時の迅速な避難を実現するため、町内会・自治会、自主防災組織、福祉施設等と連携を深め、地域全体の防災意識を高めつつ、現場の体制強化を着実に推進します。あわせて、山形市の避難行動支援制度の理解を広く促進し、個別避難計画作成の推進を図ります。

#### ◇施策と主な取組

##### ① 災害発生に備えた取組の強化

主 な 取 組	主 な 事 業
山形市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会と連携し、地区における福祉マップの作成を支援します。	・福祉の地域づくり推進事業費補助(再掲)
地区防災計画*の作成を支援し、自主防災組織の組織力を強化するほか、自主防災組織が実施する防災訓練等を支援し、地域防災力の強化を図ります。	・自主防災組織育成事業【拡充】
地区の要支援者が適切な避難行動がとれるよう、個別避難計画及び地区防災計画に基づく避難誘導訓練を推進します。	・自主防災組織育成事業【拡充】(再掲)
地域と福祉施設等が連携し、避難訓練の実施や避難所として活用するなどの取組を推進します。	・「山形市地域防災計画*」に基づく事業
防災知識を深めることで、災害時に適切な行動を取ることが可能になります。地域づくりの啓発活動を通じて、社会的なつながりを強化し、互助・共助の心を育みます。	・防災に関する周知啓発【新規】

## ② 避難行動要支援者対策の推進

主 な 取 組	主 な 事 業
パンフレットや市公式ホームページ、市公式フェイスブック、市LINE公式アカウント、広報やまがたなどの媒体を活用し、山形市避難行動要支援者の避難行動支援制度の周知を図ります。	・「山形市避難行動要支援者の避難行動支援制度全体計画」に基づく事業
要支援者名簿や個別避難計画の作成を推進し、安否確認や避難支援が行えるよう、避難行動要支援者及びその家族に対し説明会等を実施し、理解促進を図ります。	・「山形市避難行動要支援者の避難行動支援制度全体計画」に基づく事業（再掲）
地域において支援を必要とする避難者の情報共有が推進されるよう、避難行動要支援者及び個別避難計画作成者の理解促進を図ります。	・「山形市避難行動要支援者の避難行動支援制度全体計画」に基づく事業（再掲） ・高齢者個別避難計画作成事業 ・障がい(児)者個別避難計画作成事業

## ③ 福祉避難所等の充実

主 な 取 組	主 な 事 業
福祉避難所の充実を図るため、福祉事業所やホテル協会、特別支援学校等と連携を行います。要支援者の特性に配慮した福祉避難所の確保を進めます。	・福祉避難所の確保【拡充】
「山形市地域防災計画」、「山形市避難行動要支援者の避難行動支援制度全体計画」に基づき、災害時、福祉避難所を速やかに利用できるよう、日頃より福祉事業所等と情報共有を行います。	・「山形市地域防災計画」に基づく事業(再掲) ・「山形市避難行動要支援者の避難行動支援制度全体計画」に基づく事業（再掲）
災害発生時、必要な支援を行えるよう、山形市社会福祉協議会による災害ボランティアセンター*の設置を支援します。	・災害ボランティアセンターの設置支援

## (2) 権利擁護の推進

### ◇現状と課題

高齢化の進行に伴い、単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の数が増えています。精神障がい者保健福祉手帳や療育手帳の取得者も増加傾向にあることから、認知機能の低下や重度の障がい等により判断能力が十分でなく、権利擁護を必要とする人は今後も増えることが見込まれます。さらに、高齢者や障がいのある方、こども等に対する虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）は深刻な社会課題となっています。

このような人権を侵害する行為は決して許されるものではなく、地域の中で誰もが安心して暮らせる環境づくりが喫緊の課題です。そのためには、個人の尊厳を尊重し、互いに理解し合える関係を築くとともに、意思決定を支援する体制の整備が不可欠です。

### ◇今後の方向性

重大な人権侵害である虐待やDVの未然防止を徹底するとともに、虐待やDVが発生した場合には早期発見・支援へとつなげられるよう、関係機関間の連携を強化します。

また、すべての人が有するかけがえのない権利が尊重され、適切な支援を受けながら安心して生活できるよう、権利擁護の考え方と成年後見制度の周知を推進し、制度の利用促進を図ります。

### ◇施策と主な取組

#### ① 虐待防止の推進

主  な  取  組	主  な  事  業
「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律*」や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律*」、「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、虐待に係る周知啓発を図るとともに、虐待の早期発見、支援が円滑に行われるよう、関係機関との連携体制を構築します。	・ 高齢者虐待防止法に基づく事業 ・ 障害者虐待防止法に基づく事業 ・ 児童虐待防止法に基づく事業
高齢者虐待防止連絡協議会、障がい者虐待防止連絡協議会等における情報共有等を通じて、高齢者、障がいのある方、こども等の様々な分野の関係機関が連携して、虐待防止に取り組みます。	・ 高齢者虐待防止法に基づく事業（再掲） ・ 障害者虐待防止法に基づく事業（再掲） ・ 児童虐待防止法に基づく事業（再掲）
虐待に関しての相談・通報の窓口を設置し、通報内容を確認するとともに、緊急を要する場合の立入調査の実施、施設への一時入所手続きなど、必要な支援を実施します。また、養護者の虐待により分離を要する場合等、緊急時の受入先として、ショートステイの空床を確保します。	・ 高齢者虐待防止法に基づく事業（再掲） ・ 障害者虐待防止法に基づく事業（再掲）

主 な 取 組	主 な 事 業
保育施設等における虐待に関する相談・通報の窓口を設置し、通報内容を確認するとともに、緊急を要する場合の立入調査の実施、児童の安全確保など、必要な支援を行います。	・児童福祉法等に基づく事業
福祉事業所及び保育施設等の職員による利用者への虐待を防止するため、事業所等に適切な指導を行います。	・高齢者虐待防止法に基づく事業（再掲） ・障害者虐待防止法に基づく事業（再掲） ・児童福祉法等に基づく事業（再掲）
児童や家庭の相談に応じ、ニーズや児童の家庭環境等を的確に捉え、効果的な援助を行います。	・児童家庭相談事業
山形市要保護児童対策地域協議会*を活用し、関係機関で情報共有を行い、児童虐待を未然に防ぎ、こどもの見守りを地域全体で行います。	・要保護児童対策地域協議会
「いきいき山形男女共同参画プラン」に基づき、DV被害の防止と支援に向け、相談窓口の周知と関係機関の連携を図ります。	・「いきいき山形男女共同参画プラン」に基づく事業（再掲）
困難な問題を抱える女性への支援に必要な相談機会の提供及び啓発を実施します。	・「山形市困難な問題を抱える女性への支援に係る基本計画」の策定【新規】（再掲）

## ② 権利擁護の取組・成年後見制度の利用促進

主 な 取 組	主 な 事 業
利用者の個別のニーズに応じ、予防的な視点や早期の段階からの任意後見、保佐、補助の利用が促進されるよう、情報発信や広報活動を行い成年後見制度の周知を図ります。	・「成年後見利用促進計画（山形市高齢者保健福祉計画）」に基づく事業
山形市成年後見センター*において、成年後見制度の「相談から利用に至る一貫した支援」を行うほか、成年後見人の受任者を調整するなど成年後見制度の利用を支援します。	・山形市成年後見センター事業
市民後見人養成研修*の受講者のフォローアップと活動支援を進めます。	・山形市成年後見センター事業（再掲）
親族等による成年後見人等の選任申立てが困難な場合に市長が申立てを行うほか、低所得者等に対し申立経費や後見人等報酬の助成を行うなど、成年後見制度の利用を支援します。	・成年後見制度利用支援事業

### (3) 暮らしやすいまちづくりの推進

#### ◇現状と課題

誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らすためには、地域住民同士が地域の中で支え合い、助け合いながら、自立した生活を送ることのできる環境づくりが必要です。特に市街地にある地区よりも、市街地周辺の郊外地区では、高齢者や障がいのある方などが、買い物や通院する際に交通手段を確保することが容易でないという課題が顕在化しています。こうした課題を解決するには、ハードとソフトの両面で、移動手段の確保を含む交通環境の整備と、地域の見守り・情報提供・互助の仕組みを同時に進めることが不可欠です。

#### ◇今後の方向性

誰もが安心して快適に生活し、社会参加を実現できるまちを目指します。そのために、多様な移動手段の確保・充実と住まいの安定を一体的に支援するとともに、ユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>に配慮したまちづくりを推進します。

#### ◇施策と主な取組

##### ① 移動手段の確保・充実

主  な  取  組	主  な  事  業
「山形市地域公共交通計画 <sup>*</sup> 」に基づき、地域の実情と住民ニーズに対応可能な移動手段を検討・導入し、利便性の高い公共交通ネットワークの構築を図ります。	・「山形市地域公共交通計画」に基づく事業
高齢者や子育て世帯を支援するため、コミュニティバスに無料で乗車可能な乗車証の交付を行います。	・山形市コミュニティバス（高齢者乗車証の発行等）事業
高齢者や障がいのある方、こどもといった交通弱者をはじめ、全ての人が快適に効率よく安心して移動できる交通手段の確保を行います。	・「山形市地域公共交通計画」に基づく事業（再掲）
タクシー運賃や自家用車への給油費用の助成を行い、障がいのある方の社会参加の促進を図ります。	・福祉タクシー（普通タクシー・リフト付タクシー）利用券交付事業 ・福祉給油券交付事業
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域の中で行う高齢者に対する移動支援の活動に対し、補助等を通じて支援します。	・山形市高齢者移動支援サービス事業費補助金
NPO法人等が実施する福祉有償運送 <sup>*</sup> について、市民への活動の周知や関係機関との情報共有等の支援を行います。	・福祉有償運送への支援
高齢者の外出機会を確保し、閉じこもりを防止するため、シルバー定期券（バス）の購入を支援します。	・高齢者外出支援事業（山形市シルバー3ヶ月定期券の購入支援）

主 な 取 組	主 な 事 業
自動車運転免許証自主返納者を対象としてタクシー券の交付を行います。	・山形市運転免許証自主返納者タクシー券交付事業
屋外での移動が困難な障がいのある方等に対し外出のための支援を行うことで、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。	・地域生活支援事業(移動支援事業)
リフト付き車両・ストレッチャー装着車両等による移送サービスを行い、寝たきり高齢者等の移送に困難を抱える人への支援を行います。	・高齢者移送サービス事業

## ② ノーマライゼーション\*の推進

主 な 取 組	主 な 事 業
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律*」や「山形県みんなにやさしいまちづくり条例*」等に基づき、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえながら、全ての人が利用しやすい公共施設等の整備を推進します。	・「山形市都市計画マスタープラン」に基づく事業
誰もが平等に情報に接し、利用することができるように、ユニバーサルデザインに配慮した広報紙の発行や市ホームページの作成を行います。	・情報のバリアフリー*化
高齢者、障がいのある方が住み慣れた環境で生活を続けられるよう、住宅のリフォームやバリアフリー化改修に補助を行います。	・在宅介護支援住宅改修補助(山形市住宅リフォーム総合支援事業)
市内施設等のバリアフリー状況をガイドマップ化し、周知を図ります。	・山形市バリアフリーガイドマップの運営等【新規】
インターネットを活用した図書館資料の貸出・閲覧機能を持つ電子書籍サービスを整備することで、障がいのある方や高齢者をはじめ、来館が困難な市民にも読書の機会を平等に提供します。さらに、音声読み上げや文字拡大といったアクセシビリティ*機能を組み合わせ、読書のバリアフリー化を推進します。	・電子書籍サービス運用事業【新規】

## ③ 居住支援の充実

主 な 取 組	主 な 事 業
山形市住宅確保要配慮者居住支援協議会*の開催を通じて、居住支援法人、住宅・不動産団体及び福祉・生活支援団体と山形市の福祉部門・住宅部門とが連携し、低額所得者、高齢者、障がいのある方など、住宅の確保に特に配慮を要する住宅確保要配慮者*の住まいの安定確保に向けた施策を推進します。	・山形市住宅確保要配慮者居住支援協議会【新規】
離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した人等に対し、住居確保給付金の支給を行い、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。	・住居確保給付金(再掲)

主 な 取 組	主 な 事 業
住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の登録や改修に係る費用の助成を行い、住宅確保要配慮者に対する住宅の安定供給を図ります。	・住宅セーフティネット*事業
高齢者が安心して居住できる住まいとしてサービス付き高齢者向け住宅の登録を行います。	・サービス付き高齢者向け住宅登録
居住支援法人等が大家と連携し、日常の安否確認や見守り・福祉サービスへのつなぎ等を行う居住サポート住宅の登録を行います。	・居住サポート住宅登録【新規】
中心市街地に所在する空き家等を活用して学生専用賃貸住宅の供給を行います。	・地域大学との連携による学生の街なか居住推進事業
住宅確保要配慮者のために、市営住宅の供給を行います。	・市営住宅の供給
生活困窮者等が一時的に居住する場を提供する無料低額宿泊所の設置に係る助言や指導を行います。	・社会福祉法及び厚生労働省令（無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準）に基づく事業

#### ④ 感染症の予防対策の充実

主 な 取 組	主 な 事 業
感染症予防や感染症拡大防止に向け、施設の取組状況等を確認するとともに、感染対策について助言を行います。	・感染症予防に係る正しい知識の普及・啓発事業
市公式ホームページや市公式フェイスブック、市LINE公式アカウント、各団体のサイトへの相互リンク、広報やまがたをはじめとした様々な媒体の活用や、研修会などにおいて積極的な情報発信を行い、感染症予防に係る正しい知識の普及啓発を推進します。	・感染症予防に係る正しい知識の普及・啓発事業（再掲）

## 2 基本目標に関連する施策・事業等

基本目標	基本的な方向性	施策	関連施策（事業名）等
1 みんなが地域や社会とつながるまちづくり	(1)地域住民が集う場づくり	①地域における活動拠点の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が事・丸ごと地域づくり推進事業</li> <li>・一般介護予防事業(住民主体の通いの場等)【拡充】</li> <li>・地域支え合いボランティア活動支援事業</li> <li>・生活支援体制整備事業</li> <li>・地域活動支援センター事業</li> <li>・地域子育て支援拠点事業</li> <li>・コミュニティ支援事業</li> </ul>
		②様々な属性、世代を超えた交流の場の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が事・丸ごと地域づくり推進事業（再掲）</li> <li>・一般介護予防事業(住民主体の通いの場等)【拡充】(再掲)</li> <li>・生活支援体制整備事業（再掲）</li> <li>・地域活動支援センター事業（再掲）</li> <li>・地域子育て支援拠点事業（再掲）</li> <li>・地域支え合いボランティア活動支援事業（再掲）</li> <li>・子育てサロン運営支援事業</li> <li>・子どもの居場所づくり支援事業</li> <li>・フードドライブ・フードバンクとの連携</li> <li>・「いきいき山形男女共同参画プラン」に基づく事業</li> <li>・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的推進</li> <li>・本のひろば運営事業【新規】</li> </ul>
	(2)各分野が連携した支援体制の整備	①就労支援等の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居確保給付金</li> <li>・就労準備支援事業</li> <li>・山形市勤労者生活安定資金融資貸付金</li> <li>・キャリアアップ促進給付金【拡充】</li> <li>・「山形市再犯防止推進計画」に基づく事業【新規】</li> <li>・高齢者の生きがいがいづくり支援事業</li> <li>・生活支援体制整備事業（再掲）</li> <li>・農福連携【新規】</li> <li>・自立支援給付事業（就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）【拡充】</li> <li>・障がい者工賃向上支援事業</li> </ul>
		②誰も一人にしない取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いのち支える山形市自殺対策計画（第2期）」に基づく事業</li> <li>・こころ支えるサポーターの養成</li> <li>・矯正施設所在自治体会議</li> <li>・「山形市再犯防止推進計画」に基づく事業【新規】(再掲)</li> <li>・青少年指導センター街頭指導</li> <li>・少年相談事業</li> <li>・支援対象児童等見守り強化事業【新規】</li> <li>・ひきこもり生活者支援事業【拡充】</li> <li>・ひきこもり対策事業</li> </ul>

基本目標	基本的な方向性	施 策	関連施策（事業名）等
1 みんなが地域や社会とつながるまちづくり	(3)誰にでも支援を届ける仕組みづくり	①継続的な支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉まるごと支援事業</li> <li>・自立相談支援事業</li> <li>・生活支援体制整備事業（再掲）</li> <li>・ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業</li> <li>・子どもの学習・生活支援事業</li> <li>・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的推進（再掲）</li> <li>・少年相談事業（再掲）</li> <li>・介護保険制度の運営</li> <li>・「いきいき山形男女共同参画プラン」に基づく事業(再掲)</li> <li>・「山形市DV防止基本計画」に基づく事業</li> <li>・「山形市困難な問題を抱える女性への支援に係る基本計画」の策定【新規】</li> </ul>
		②アウトリーチ支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもり生活者支援事業【拡充】（再掲）</li> <li>・ひきこもり対策事業（再掲）</li> <li>・不登校児童生徒対策事業</li> <li>・福祉まるごと支援事業（再掲）</li> <li>・民生委員・児童委員活動</li> <li>・福祉の地域づくり推進事業費補助</li> <li>・生活支援体制整備事業（再掲）</li> <li>・支援対象児童等見守り強化事業【新規】（再掲）</li> </ul>

基本目標	基本的な方向性	施策	関連施策（事業名）等
2 みんなが何でも相談できるまちづくり	(1)あらゆる相談を受け止める支援体制の構築	①断らない相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉まるごと支援事業（再掲）</li> <li>自立相談支援事業（再掲）</li> <li>地域包括支援センター運営事業</li> <li>障がい者相談支援事業【拡充】</li> <li>利用者支援事業（特定型）</li> <li>利用者支援事業（こども家庭センター型）【新規】</li> <li>利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）【新規】</li> <li>山形市支援会議</li> <li>精神保健福祉相談・家庭訪問</li> <li>支援対象児童等見守り強化事業【新規】（再掲）</li> <li>「山形市DV防止基本計画」に基づく事業（再掲）</li> <li>「山形市困難な問題を抱える女性への支援に係る基本計画」の策定【新規】（再掲）</li> </ul>
		②地域における相談支援機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員研修事業</li> <li>福祉の地域づくり推進事業費補助（再掲）</li> <li>我が事・丸ごと地域づくり推進事業（再掲）</li> <li>地域福祉推進会議開催費補助</li> <li>生活支援体制整備事業（再掲）</li> <li>在宅医療・介護連携推進事業</li> <li>障がい者相談支援事業【拡充】（再掲）</li> </ul>
		③支援関係機関同士の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉まるごと支援事業（再掲）</li> <li>自立相談支援事業（再掲）</li> <li>在宅医療・介護連携推進事業（再掲）</li> <li>認知症にやさしい地域づくり事業</li> <li>地域包括支援センター運営事業（再掲）</li> <li>重層的支援体制整備事業</li> <li>地域ケア会議</li> <li>山形市支援会議（再掲）</li> <li>障がい者相談支援事業【拡充】（再掲）</li> <li>利用者支援事業（特定型）（再掲）</li> <li>利用者支援事業（こども家庭センター型）【新規】（再掲）</li> <li>利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）【新規】（再掲）</li> <li>「山形市DV防止基本計画」に基づく事業（再掲）</li> <li>「山形市困難な問題を抱える女性への支援に係る基本計画」の策定【新規】（再掲）</li> </ul>
	(2)多機関の連携による支援ネットワークの構築	①情報共有の場の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>山形市支援会議（再掲）</li> <li>福祉まるごと会議</li> <li>地域ケア会議（再掲）</li> <li>山形市高齢者等消費者被害防止ネットワーク【新規】</li> </ul>
		②支援関係機関への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員の活動支援</li> <li>福祉まるごと支援事業（再掲）</li> <li>自立相談支援事業（再掲）</li> <li>地域包括支援センター運営事業（再掲）</li> <li>障がい者相談支援事業【拡充】（再掲）</li> <li>利用者支援事業【新規】（再掲）</li> <li>利用者支援事業（特定型）（再掲）</li> <li>利用者支援事業（こども家庭センター型）【新規】（再掲）</li> <li>利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）【新規】（再掲）</li> <li>社会福祉連携推進法人等への支援</li> </ul>

基本目標	基本的な方向性	施 策	関連施策（事業名）等
3 みんながいきいきと暮らせるまちづくり	(1)市民意識の向上	①福祉の周知啓発・ 広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市公式ホームページ、広報やまがた、市公式フェイスブック、市LINE公式アカウントでの情報発信</li> <li>・一般介護予防事業(住民主体の通いの場等)【拡充】(再掲)</li> <li>・在宅医療・介護連携推進事業（再掲）</li> <li>・「介護保険と高齢者保健福祉のしおり」の配布</li> <li>・「介護保険と高齢者保健福祉の手引き」の配布</li> <li>・福祉制度説明会の開催【新規】</li> <li>・「福祉制度利用のしおり」の作成【新規】</li> </ul>
		②福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉啓発推進事業（福祉教育校指定事業）</li> <li>・認知症サポーター等養成事業</li> </ul>
		③住民参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SUKSK生活推進事業</li> <li>・こころ支えるサポーターの養成（再掲）</li> <li>・各種出前講座の実施</li> <li>・地域福祉推進会議開催費補助（再掲）</li> <li>・福祉の地域づくり推進事業費補助（再掲）</li> <li>・いきいき地域づくり支援事業</li> <li>・一般介護予防事業（住民主体の通いの場等）【拡充】(再掲)</li> <li>・生活支援体制整備事業（再掲）</li> <li>・高齢者の生きがいづくり支援事業（再掲）</li> <li>・地域支え合いボランティア活動支援事業（再掲）</li> <li>・「山形市文化創造都市推進基本計画」に基づく事業【新規】</li> </ul>
		④個性や多様性の尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援条例の制定【新規】</li> <li>・「山形市第5次障がい者基本計画」に基づく事業</li> <li>・障がい者差別解消推進事業【拡充】</li> <li>・認知症サポーター等養成事業（再掲）</li> <li>・認知症にやさしい地域づくり事業(再掲)</li> <li>・「いきいき山形男女共同参画プラン」に基づく事業(再掲)</li> </ul>
	(2)福祉の人材育成と活躍の場づくり	①福祉人材の育成・ 確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポーター等養成事業（再掲）</li> <li>・こころ支えるサポーターの養成（再掲）</li> <li>・健康ボランティア事業</li> <li>・小規模法人のネットワーク化による協働推進事業【新規】</li> <li>・民生委員・児童委員研修事業（再掲）</li> <li>・福祉の地域づくり推進事業費補助（再掲）</li> <li>・地域福祉推進会議開催費補助（再掲）</li> <li>・人材確保定着支援事業（介護福祉分野）【新規】</li> <li>・人材確保定着支援事業（障がい福祉分野）【新規】</li> </ul>
		②福祉活動の場の整備・ 提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が事・丸ごと地域づくり推進事業（再掲）</li> <li>・一般介護予防事業（住民主体の通いの場等）【拡充】(再掲)</li> <li>・生活支援体制整備事業（再掲）</li> <li>・地域活動支援センター事業（再掲）</li> <li>・地域子育て支援拠点事業（再掲）</li> <li>・地域支え合いボランティア活動支援事業（再掲）</li> <li>・子育てサロン運営支援事業（再掲）</li> </ul>
		③ボランティア活動 充実のための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉啓発推進事業（福祉教育校指定事業）(再掲)</li> <li>・福祉ボランティア活動育成支援事業（再掲）</li> <li>・NPO法人の認証</li> <li>・市民活動活性化事業</li> <li>・小規模法人のネットワーク化による協働推進事業【新規】(再掲)</li> </ul>

基本目標	基本的な方向性	施策	関連施策（事業名）等
3 みんながいきいきと暮らせるまちづくり	(3)地域活動の担い手づくり	①地域活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市公式ホームページ、広報やまがた、市公式フェイスブック、市LINE公式アカウントでの情報発信</li> <li>公民館・コミュニティセンター活動の周知</li> <li>自治推進委員活動の推進</li> <li>自治組織一斉除・排雪作業に対する報償金</li> <li>町内会・自治会への加入促進</li> <li>生活支援体制整備事業（再掲）</li> </ul>
		②世代間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館・コミュニティセンター活動の充実</li> <li>親子行事等の推進</li> <li>学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的推進事業（再掲）</li> <li>我が事・丸ごと地域づくり推進事業（再掲）</li> </ul>
		③地域活動の周知・広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>市公式ホームページ、広報やまがた、市公式フェイスブック、市LINE公式アカウントでの情報発信（再掲）</li> </ul>

基本目標	基本的な方向性	施 策	関連施策（事業名）等
4 みんなが安全・安心に暮らせるまちづくり	(1)災害時における 支え合いの仕組みづくり	①災害発生に備えた 取組の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉の地域づくり推進事業費補助（再掲）</li> <li>・自主防災組織育成事業【拡充】</li> <li>・「山形市地域防災計画」に基づく事業</li> <li>・地域福祉推進会議開催費補助（再掲）</li> <li>・防災に関する周知啓発【新規】</li> </ul>
		②避難行動要支援者 対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「山形市地域防災計画」に基づく事業（再掲）</li> <li>・「山形市避難行動要支援者の避難行動支援制度全体計画」に基づく事業</li> <li>・高齢者個別避難計画作成事業</li> <li>・障がい（児）者個別避難計画作成事業</li> <li>・自主防災組織育成事業【拡充】（再掲）</li> </ul>
		③福祉避難所等の充 実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所の確保【拡充】</li> <li>・「山形市地域防災計画」に基づく事業（再掲）</li> <li>・「山形市避難行動要支援者の避難行動支援制度全体計画」に基づく事業（再掲）</li> <li>・災害ボランティアセンターの設置支援</li> </ul>
	(2)権利擁護の推進	①虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待防止法に基づく事業</li> <li>・障害者虐待防止法に基づく事業</li> <li>・児童虐待防止法に基づく事業</li> <li>・児童福祉法等に基づく事業</li> <li>・高齢者虐待防止、虐待の早期発見・早期対応</li> <li>・「山形市高齢者保健福祉計画」に基づく事業</li> <li>・「山形市こども計画」に基づく事業</li> <li>・児童家庭相談事業</li> <li>・要保護児童対策地域協議会</li> <li>・「山形市第5次障がい者基本計画」に基づく事業（再掲）</li> <li>・「いきいき山形男女共同参画プラン」に基づく事業（再掲）</li> <li>・「山形市DV防止基本計画」に基づく事業（再掲）</li> <li>・「山形市困難な問題を抱える女性への支援に係る基本計画」の策定【新規】（再掲）</li> </ul>
		②権利擁護の取組・ 成年後見制度の利 用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「成年後見利用促進計画（山形市高齢者保健福祉計画）」に基づく事業</li> <li>・「山形市第5次障がい者基本計画」に基づく事業（再掲）</li> <li>・山形市成年後見センター事業</li> <li>・成年後見制度利用支援事業</li> </ul>

基本目標	基本的な方向性	施策	関連施策（事業名）等
4 みんなが安全・ 安心に暮らせるまちづくり	(3)暮らしやすいまちづくりの推進	①移動手段の確保・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「山形市地域公共交通計画」に基づく事業</li> <li>・山形市コミュニティバス（高齢者乗車証の発行等）事業</li> <li>・福祉タクシー（普通タクシー・リフト付タクシー）利用券交付事業</li> <li>・福祉給油券交付事業</li> <li>・福祉有償運送への支援</li> <li>・高齢者外出支援事業（山形市シルバー3ヶ月定期券の購入支援）</li> <li>・山形市運転免許証自主返納者タクシー券交付事業</li> <li>・地域生活支援事業（移動支援事業）</li> <li>・高齢者移送サービス事業</li> <li>・高齢者移動支援サービス事業</li> </ul>
		②ノーマライゼーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「山形市都市計画マスタープラン」に基づく事業</li> <li>・「山形市第5次障がい者基本計画」に基づく事業（再掲）</li> <li>・情報のバリアフリー化</li> <li>・地域支え合いボランティア活動支援事業（再掲）</li> <li>・在宅介護支援住宅改修補助（山形市住宅リフォーム総合支援事業）</li> <li>・山形市バリアフリーガイドマップの運営等【新規】</li> <li>・電子書籍サービス運用事業【新規】</li> </ul>
		③居住支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山形市住宅確保要配慮者居住支援協議会【新規】</li> <li>・住居確保給付金（再掲）</li> <li>・住宅セーフティネット事業</li> <li>・サービス付き高齢者向け住宅登録</li> <li>・居住サポート住宅登録【新規】</li> <li>・地域大学との連携による学生の街なか居住推進事業</li> <li>・山形市高齢者向け優良賃貸住宅供給事業</li> <li>・高齢者世話付き住宅生活援助員派遣事業</li> <li>・市営住宅の供給</li> <li>・社会福祉法及び厚生労働省令（無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準）に基づく事業</li> </ul>
		④感染症の予防対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症予防に係る正しい知識の普及・啓発事業</li> </ul>

